

夢をカタチに

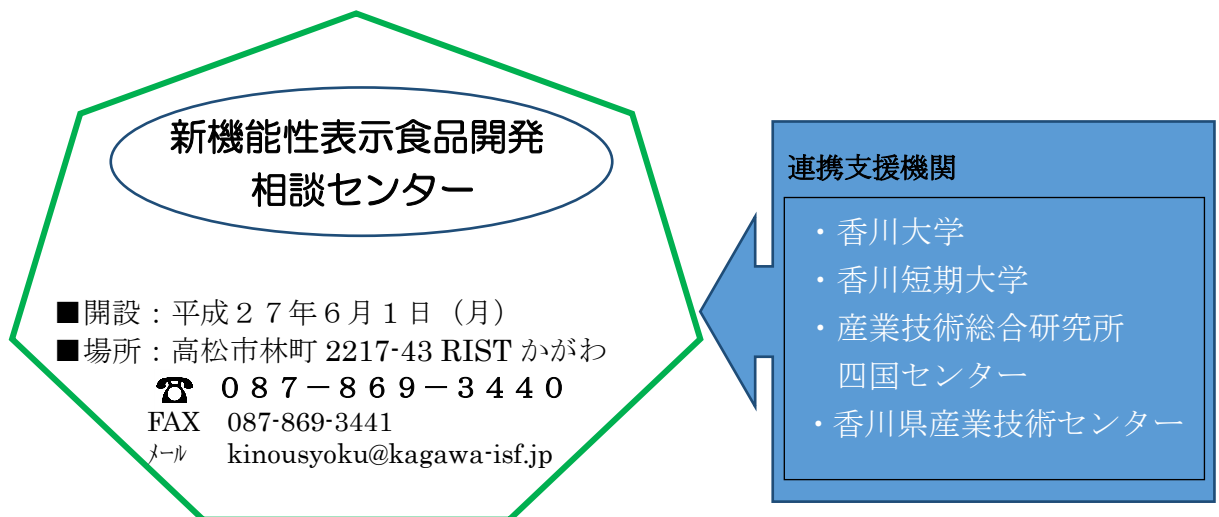
(公財)かがわ産業支援財団



新機能性表示食品開発相談センターを新設(6月1日)

平成27年4月1日から新しく「機能性表示食品」制度が始まり、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要事項を国に届け出れば、機能性を表示することができるようになりました。これまでの特定保健用食品(トクホ)に比べて手続きが簡略されるなど利用しやすくなっていますが、事業者自らの責任において、科学的根拠を基に適正表示する必要があるなど、中小企業者等の方々には依然としてハードルが高い状況にあります。

このため、(公財)かがわ産業支援財団では、このような機能性表示食品の開発に取り組む県内中小企業者等の夢を形にさせていただくため、地域共同研究部内に「新機能性表示食品開発相談センター」を設置し、アドバイザー2名を配置するとともに県内の学術・研究機関とも連携して支援します。



「機能性表示食品制度を利用したいがやりかた等がわからない」

⇒そんな悩みの様々なご相談に対応します。

- 新制度活用の可能性、活用方法について、検討段階からのご相談に対応します。
- 県内学術・研究機関と連携し、専門的事項のご相談に対応します。
- 届出書作成、試験分析等の委託が必要な場合は委託先をご紹介します。